

(公文書開示請求書を提出された代理人の方へ (ご案内))

- 1 請求された公文書を開示するかどうかなどの決定は、代理権確認が完了した日から起算して最長15日以内に行うことになります。
なお、決定したときは、文書又は電子メールにより通知しますが、決定の日から通知の到達まで数日かかる場合がありますので御了承ください。
- 2 提出された請求書に形式上の不備がある場合には、請求書の補正を求めることがあります。
この場合には、その旨を電話、電子メール又は書面によりお知らせします。また、必要に応じ、補正指示書により通知します。
- 3 開示するかどうかなどの決定をやむを得ない理由により15日以内に行うことができない場合は、決定までの期間を延長することがあります。
この場合には、その旨を書面により通知します。
- 4 請求された公文書が存在しない場合があります。
この場合には、その旨を書面により通知します。
- 5 開示する場合には、開示の実施に係る日時（期間）、場所、方法等を決定通知書により通知します。
開示を実施する期間は、決定通知書で指定する日から30日間となります。
- 6 窓口で開示を受ける際は、前開庁日までに担当課へ御連絡の上、決定通知書を持参していただくこととなります。
- 7 窓口で開示を受ける際は、運転免許証や個人番号カードなど、代理人であることを証明するための書類（本人確認書類）の提示をお願いすることがあります。
なお、本人確認書類に写真が貼付されていない場合は、複数の書類の提示が必要となります。
- 8 開示する公文書の写しの窓口交付を希望される場合は、窓口において、写しの作成に係る費用を納付していただきます。
- 9 開示する公文書の写しの郵送を希望される場合は、写しの作成及び送付に係る費用を事前に納付していただきます。

(代理権確認書類に関するご説明)

1 共 通 事 項

(1) 「請求者の代理人」欄

代理人の住所（又は居所）及び氏名を記載してください。

(2) 「代理人の区分」欄

該当するものに☑印を記してください。

(3) 「請求者本人の状況」欄

該当するものに☑印を記してください。

請求者本人が未成年者である場合には、併せて、その生年月日を記載してください。

2 法定代理人が開示請求をする場合

代理権確認書類は次に掲げるもののいずれか1点です。

これらの原本を窓口で提示するか、郵送してください。

- ① 戸籍謄本
- ② 戸籍抄本
- ③ 成年後見登記の登記事項証明書
- ④ その他法定代理人であることを証明する書類

※ 開示請求又は提示・提出の前30日以内に作成されたものに限りします。

※ 戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

3 任意代理人が開示請求をする場合

「委任状」欄（開示請求又は提示・提出の前30日以内に作成されたものに限りします。）に請求者本人の住所（又は居所）及び本人の氏名を自署、記名又は記名押印してください。

併せて、次のいずれかのとおり代理権確認書類を窓口で提示するか、郵送してください。

- ① 委任者の実印を「委任状」欄に押印した上で、印鑑登録証明書（開示請求又は提示・提出の前30日以内に作成された原本に限りします。）
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード等本人に対し一つ限り発行される書類（開示請求又は提示・提出の時点で有効なものに限りします。）の写し

※ 個人番号カードを複写したものを提出する場合には、表面のみ複写してください。

※ 被保険者証を複写したものを提出する場合には、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りしてください。

見 本

公文書開示請求書に係る代理権確認書類の提示又は提出書

年 月 日

鳥取県

様

請求者の代理人

住所又は居所 〒

氏 名

年 月 日付け公文書開示請求書〔整理番号 〕に係る代理権確認書類について、下記及び別添のとおり提示し、又は提出します。

(1) 代理人の区分	☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
(2) 請求者本人の状況 ☐ 照合済み（実施機関記入欄）	☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 任意代理人委任者 ☐ 成年被後見人
(3) 法定代理権確認書類 ☐ 照合済み（実施機関記入欄）	（法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。） ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）

任意代理人が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

☐ 委任状	私は、本件請求を行い、本件請求に係る通知、開示の実施等を受けるための権限を本件代理人に委任します。 住所又は居所 年 月 日 氏 名
(4) 任意代理権確認書類 ☐ 照合済み（実施機関記入欄）	（任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は写しを提出してください。） 委任者に係る ☐ 印鑑登録証明書 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ その他（ ）

代理権確認書類照合者（氏名又は押印）

〔照合日 年 月 日〕

代理人の方が公文書開示請求の電子申請をされた場合には、この書式に基づき代理権確認書類の提示又は提出を行っていただきます。申請を受け付けた後、来庁用又は郵送返信用の代理権確認関係書類を代理人の方宛てに郵送しますので、そのご案内する手順に従ってください。